BBAs インストラクター・コンサルタント倫理規程

（趣旨）

第１条 この規程（以下「本規程」という。）は，一般社団法人 日本ムーブメント・ベース・ラーニング 協会（以下「本会」 という。）定款第７条に基づき，本会正会員（以下「会員」という。）である BBA インストラクター・コンサルタントに関する倫理問題への対応について必要な諸事項を定める。 BBA s インストラクター・コンサルタントはその活動や研究によって得られた知識と技能を、発達障害の特性である衝動性や多動性や不注意、コミュニケーションの苦手さや学習の困難さや四肢に麻痺のある場合などの特別な配慮が必要な人々に対する特別支援教育の推進のために用い、またその発展に寄与することに努めるものである。そのため、BBA s は、自らの専門的な業務及び研究が特別支援教育の推進 及び発展に重大な影響を与えるものであるという社会的責任を自覚し、以下の綱領を遵守する義務を負うものである。

＜責任と人権の尊重＞

第１条 BBAs インストラクター・コンサルタント は、自らの専門的業務の及ぼす結果に責任をもたなければならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタント は、その業務の遂行に際しては、人権尊重を第一義と心得なければならない。

3 BBAs インストラクター・コンサルタント は、その業務の遂行に際しては、特定の宗教や病気治療を目的とするプログラムではなく、身体の使い方を組織立て、学びを向上させる教育メソッドとして活用したり、専門的業務の範囲で活用されなければならない。

＜技能及び資質向上＞

第２条 BBAs インストラクター・コンサルタント は、本協会が定める専門的技能を活用して、対象者や対象学校や対象施設に対して支援を行うものとする。

2 BBAs インストラクター・コンサルタント は、常にその知識と技能を研鑽し、高度の技術水準を保ち、資質の向上に努めるとともに、自らの能力と技能の限界についても十分にわきまえておかなければならない。

＜三次元における観察＞

第３条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、対象者に対し、三次元における観察を行うに際しては、対象者の人権に留意し、姿勢や表情から現在の情動を把握する際に対象者に事前に十分に説明し、理解を得ておかなければならない。なお、対象者が未成年の場合には、その保護者にも説明し、理解を得ておかなければならない。

＜援助・指導＞

第４条 BBAs インストラクター・コンサルタント は、自己の専門的技能の範囲内で業務を行うと共に、常に最善の専門的援助・指導を提供するように努めなければならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタントは、対象者や対象学校や対象施設等の信頼感又は依存心を不当に利用しないように留意しなければならないと共に、その業務を行うにあたっては、職業的関係のなかでのみこれを行い、対象者又は対象学校等の関係者との間に不適切な関係をもってはならない。

＜研究＞

第５条 BBAs インストラクター・コンサルタント は、発達障害の特性である衝動性や多動性や不注意、コミュニケーションの苦手さや学習の困難さや四肢に麻痺のある場合などの特別な配慮が必要な人々に対する特別支援教育に関する研究を行うに際して、対象者または対象学校や対象施設等の関係者に不必要な負担を掛け、又は、苦痛もしくは不利益をもたらすことを行ってはならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタントは、その研究が業務の遂行に支障を来さないように留意すると共に、対象者や対象学校や対象施設等の関係者にその研究の目的や方法などを説明し、同意を得た上で行わなければならない。

3 BBAs インストラクター･コンサルタントは､研究成果を公表するにあたっては、学術的に公正であり、社会的責任を明白にすることが求められる。

＜秘密保持＞

第６条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、業務上知り得た個人情報や事項については、その保護に努め、必要と判断した以外の内容を他の者に漏らしてはならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタントは、事例または研究の公表に際して、特定個人や特定学校や特定施設等の資料を用いる場合は、対象者や対象学校や対象施設の秘密を保持する責任をもたなければならない。BBAs インストラクター・コンサルタントをやめた後も、同様とする。

＜公開＞

第７条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、一般の人々に対して発達障害の特性である衝動性や多動性や不注意、コミュニケーションの苦手さや学習の困難さや四肢に麻痺のある場合などの特別な配慮が必要な人々に対する特別支援教育に関する知識又は専門的意見を公開する場合には、公開内容について誇張がないように、公正を期さなければならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタントは、前項の内容が、商業的、宣伝的、広告の場合は、社会的影響について責任がもてるようにしなければならない。

＜他の専門職との関係＞

第８条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、他の専門職の使命、権利、技術を尊重し、相互の連携に配慮するとともに、その業務の遂行に支障を及ぼさないように心がけなければならない。

＜記録の保管＞

第９条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、受講者記録を 5 年間保存しておかなければならない。

2 BBAs インストラクター・コンサルタントは、記録の保管にあたっては、個人情報の保護に努めなければならない。

＜倫理の遵守＞

第１０条 BBAs インストラクター・コンサルタントは、この倫理綱領を十分に理解し、遵守するよう常に注意しなければならない。

2 BBA S インストラクター・コンサルタントは、違反の申告が発生した際には、倫理委員会の調査・裁定を受ける場合がある。

附 則 １．本倫理綱領は、2018 年 7 月 1 日から施行する。